

第65回施策調査専門委員会 議事録

日 時 令和6年1月15日 10時～12時15分

場 所 株式会社産業貿易センター 3階302会議室

出席委員 吉村 千洋【委員長】、五味 高志【副委員長】、太田 隆之、大沼 あゆみ、岡田 久子、土屋 俊幸、羽澄 俊裕

事業モニターチーム 宮下 修一 情報発信チーム 上田 啓二

○吉村委員長

皆様、おはようございます。前回の施策懇談会がついこの間のように感じられます。年が明けて今年度この委員会は第3回ということになります。本年もよろしくお願いいたします。

今日は作業チームとの共同の議論があるということで、上田さんと宮下さんにも御参加いただいているところでございます。

では、早速ですが、大事なところが今日3点ありまして、最終評価報告書、意見書、昨年度の点検結果報告書いずれも大分中身が固まってきているかなと思ひまして、今回、それから来月もう一度この委員会が予定されていますけれども、その2回で仕上げをしていく格好になると思ひます。皆さん、それから事務局にも大変御尽力いただいて、何とか最終形が中身については見えつつあるかなという印象でございまして、完成度を上げるということで仕上げの作業をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1、最終評価報告書暫定版の修正案についてということで、前回まで修正案に関して議論していただきまして、前回の県民会議、施策懇談会の後の意見照会の意見を受けまして、事務局に修正案を作成していただいております。3月までの流れと、あといただいた意見、修正案に関して重要なところをかいつまんで御説明いただきたいと思います。

まず事務局からよろしくお願いいたします。

【議題1 最終評価報告書暫定版修正案について】

[事務局から資料1-1から資料1-4により説明]

○吉村委員長

御説明ありがとうございました。

前回の意見照会で多くの、50以上のコメントをいただきました。それから、ここには書き切れていない部分があるのですが、座長の土屋委員と私のほうでもこの原案に直接書き込む形で一部修正をお願いさせていただきました。資料1-1にはそこは入っていないのですが、細かい点も含めて仕上げを進めてきた状況でございまして。

この原案について皆さんに御確認、御意見をいただきたいと思いますが、第1部から第4部までございますけれども、第4部はこの後の議題の意見書と直接リンクしていますので、まず1部から3部に関して確認を進めて議論したいなと思っております。

作業チームからの報告については、内容的にはどこが一番関係しますか。ごめんなさい、私のほうで把握していないのですが、第3部ですか。

○事務局

報告書としては第3部になります。あと意見書にも反映するところだと思しますので、第3部、第4部が対象になってきます。

○吉村委員長

分かりました。

では、後ほど作業チームから御報告いただくことにしまして、10分20分程度時間を取りまして、まずこの原案に関して、修正案に関して、第1部から第3部の部分で追加の御意見、修正意見等がございましたら御発言いただきたいと思います。

まず事務局から御説明いただきました資料1-2の意見一覧の中の上から重要なところだけかいつまんで確認していきましようか。

1番は羽澄委員からですかね。人工林と自然林の違いに関する記述が原案だと10ページの下にありますけれども、生物多様性という文言を入れたほうが良いということですが、これはいかがですか。

○羽澄委員

それほど強いこだわりがあるわけではないので、この委員会としての方向性で選択していただければと思います。

○吉村委員長

人工林に比べて自然林で生物多様性が高く、それに伴って副次的効果が幾つかあるということだと思いますが、重要なキーワードになっていますので、私としては追記したほうがいいかなとは思っています。生物多様性を入れるということで。

○羽澄委員

ここにも修正理由として書きましたけれども、施策の方針として人工林の混交林化と複層林化を進めるという文言はあったと思うので、それをやる理由は何かというところから、それは生物多様性が高まるからだよという説明につながるというと思いました。

○吉村委員長

生物多様性は意見書にも入ってくる重要なキーワードですし、この2つの違いを理解する上で、その違いを端的に表現している言葉だと思しますので、追記という方向で修正をお願いすることにしたいと思えます。

よろしいですか。

それから、私にとぼしたところがあればまた御指摘いただきたいと思いますが、議論しないといけないなというところは一覧表の4ページですか、岡田委員から指標に対する説明が足りないということですか、説明があると理解しやすいという御意見をいただいております、これが40ページ、これはページ番号が変わっていますか。

○事務局

このページ番号自体は修正前のページ番号なので、すみません。修正後の37ページの最後のところです。

○吉村委員長

量的指標が登場するのは、最初は37ページですね。具体的な結果は50ページ以降だと思いますが、御意見としては指標の定義が必要だということでしょうか。

○岡田委員

そうです。

○吉村委員長

ということは、37ページは評価の概要ですので、ここに入れるには少し詳細情報かなと思いますので、結果の50ページ以降、具体的には「(4)評価データ」が上にありますが、「手入れが行われている森林の割合」というこの辺りにもう少し補足があったほうがいいですか。これに関してはこれで分かるような気がします。というのは、定義は必要で、この本編だけを読んでいただいて中身を理解できるようにするというのは必要な点だと思いますが、中間評価に使った指標が、今回は、最終評価のほうは全て本編に登場していないという理解でよろしいですね。

○事務局

そうです。

○吉村委員長

大体半分くらいは本編で掲載ですか。

○事務局

前回の修正案より、資料編から本編に引き上げて記載していますけれども、全てを網羅するという形にはなっていません。

○吉村委員長

入っていない部分に関しては資料編に掲載するという位置づけになっています。当初は私の発想としては、中間評価の書類と見比べたときにどの指標とどの指標が同じかが分かりやすいように資料番号は残したほうがいいかなとは考えていたのですが、何せ登場する順番が、今回は1番から順番に出てくるわけではないので、番号を入れるとむしろ混乱するかなということで、なくてもいいのかなとは思っています。この辺りはいかがですか。

○岡田委員

資料編のほうに指標の説明はあるということですか。

○吉村委員長

いや、指標は全部で10個ありましたね。10個の約半分の指標に関しては、本編でその指標の説明と結果が掲載される。本編に入らない指標に関しては、資料編で指標の説明と結果がセットで掲載されるという。

○岡田委員

セットで読めば1から10で指標の説明があると。

○吉村委員長

そうです。

○岡田委員

それぞれの指標ごとに定義をしていく形ですか。

○吉村委員長

ただ、1番がここにあって、2番指標がここにあってというのは情報がないので、ページをめくりながら探さないといけない状況にはなります。

○岡田委員

指標の1から10がどういう指標かという一覧はないということですね。

○吉村委員長

今の段階ではないですね。

○事務局

中間評価ではまとめて1から10ということで並べて御説明させていただいていますけれども、今回は3部のところで、評価に関連が深いものを説明していく形を取りましたので、中間評価から最終評価の暫定版での見比べというのは、先ほど委員長がおっしゃったとおりちょっと難しい形にはなります。けれども、関係するものは本編で定義とともに御説明していく。引き上げられなかったものにつきましては、資料編で残りの定めた指標ですよということで定義とセットで御説明するという形で、ちょっと分断はされてしまいますけれども、それぞれで対応していこうかなと思っております。

○岡田委員

一覧があったほうが分かりやすいのか、そうではないかという議論になると思います。

○吉村委員長

それはあったほうが分かりやすいですね。最終版と中間評価を見比べて読む人はなかなかいないような気がしますけれども、一部の方は中間から最終にかけてどう変わったのかなと気になる方はいらっしゃると思いますので、どちらかというたとえば資料編に一覧表を掲載して、中間評価の何番指標は最終評価の何ページにありますという一覧は作成できますね。

○事務局

そうですね、例えば資料編で1から10を並べる形だけでも、本編に引き上げているところはコメントが入る形で、本編で掲載していますよという形でよろしければ重複がないと思います。

○吉村委員長

その指標を見れば中間評価と最終評価どこに掲載されているか分かる形で。

○事務局

全てを載せてしまうとまたボリュームがアップしていったって、今、かなりページ数が多くなっておりますので、できるだけ重複を避けた形を取りたいなと事務局としては考えているところです。

○吉村委員長

重複を避けて、掲載場所が分かるような情報で十分だと思いますので、指標の番号、名称、掲載ページ程度の一覧だと恐らく1ページに収まりますよね。指標の数は10ですから。

長くても2ページかなと。それを資料編に追加する方向にしましょうか。大事なアイデアだと思います。

では、市町村への支援事業は第3部か、ここも岡田委員の御意見ですが、事業モニターの評価が事業に反映されているのかどうかということだと思っておりますけれども、順応的管理の修正の御説明が冒頭にありましたが、その辺りはいかがですか。ページ数でいうと。

○事務局

ちょうどページが抜けてしまって、80ページの次のページから仕組みの評価が始まるのです。

○吉村委員長

これは第3部の6ですね。第6節に仕組みの評価がございまして、6の評価のセクションの3ページ目に赤字で追記されている部分がありますね。「施策評価の基準については」というところに関連すると思います。

○事務局

事務局から説明させていただきますと、市町村への支援事業に関しましては、県から補助するというところまでは県の事業になりますので、その部分に対するモニター意見につきましては、例えば河川の関係では評価シートを作成するとかいった形で対応できるのですが、市町村の事業そのものに関して御意見をいただいたものに関しては、市町村に伝えることまではできるのですが、それを受けて市町村がどう反映をするかということまではこの事業自体に入っているものではないので、そこまで順応的管理と言われてしまいますと、県としても対応ができない部分ですので、反映はできないという形にはなります。ただ、例えばそれが将来的に次の施策では必要だということであれば、意見書として次の施策ではそういったところまで対応してほしいと書けるかなと思っています。ただ、県と市町村は対等の関係でして、上下関係があるわけではないので、市町村の事業に対して、事業モニターの意見を反映してくださいと言うようなことはできないので、どのように実現するかという問題はあります。市町村補助事業については、このような仕組みになっていますので、事業モニターで市町村の事業に対して意見をいただいたことに対して、どのように改善したかというような視点での順応的管理の評価はできないので、その部分を報告書に書くことができないことは、御理解いただければと思います。

○吉村委員長

ありがとうございます。

ですので、モニターの結果として意見は市町村に伝えてはいるのですが、その反応は確認していないというか、確認しづらいような枠組みになって県民会議が運営されて

いるということですか。評価して意見を出しますので、レスポンスが欲しいというのは正直なところだと思いますので、その辺りをもし今後継続というか、新しい事業で進めるのであれば、1つの改善点として書いてもいいのかもしれないですけどもね。

○岡田委員

報告書に書けないと言われたのですよね。

○事務局

先ほど申したとおり、あくまでも県の事業としては市町村に補助金を出して支援するというところまでなので、その先のことについての評価は、報告書としては書きづらいかなと。補助の仕方というところでは県の事業になりますので、いろいろ御意見をいただくのは歓迎なのですが、その先のことについては、補助事業の評価としてはちょっと難しいかなというところではあります。

○土屋委員

事実はそのとおりだと思うので、ある意味それもちょうんと書くべきだと思うのですが、順応的管理の仕組みとして今の仕組みがそこまで及ばなくなっているわけですね。もしかしたら将来的に市町村も含めた協働の仕組みにしておけば、市町村からもレスポンスいただける可能性もあるわけで、そうだとすると、今の仕組みでは事業モニターの限界としてそこまではできないのだけれども、今後の仕組みのつくり方としてはそういう課題が残されたという書き方はできるのではないですか。

○事務局

そもそもの大綱のつくりとして総合的な推進という言い方をしています。県だけの取組ではなく、市町村の事業も含めてということで、今回この施策の中で、大綱の中では市町村補助という形を取ってはおりますけれども、大綱の考え方として、県だけでできないものについては市町村も含めて一緒にやっていくという総合的な推進、このほかに順応的管理と県民参加という仕組みがあるわけですが、この3本立てでやっていくという意味合いでは、先ほどの事業モニターの範囲ではないけれども、市町村とともに推進していくという総合的な推進の部分で反映していく話なのかなと思いました。

○土屋委員

それは分かっているのですけれども、だからもともとの立てつけ自体がこうなっているので限界が生じてしまっているわけですね。要するに順応的管理は県がやったところだけで回すよという仕組みになっているので、だから総合的といっても、市町村に対応を求めるところまではさすがにできないねということになっているのだと思うのです。できるか

どうか分からないですけれども、総合的な取組をより進めることがもし可能ならば、つまり事業モニターについて、市町村でもモニターの意見はちゃんと尊重しますよという体制をつくることができれば良いわけです。つまりそれは言ってしまうと今の仕組みの制度的な穴なのです。それは行政の責任でも何でもなくて、今のところの穴なのですから、今後制度を変えていく際の課題として残されたとすればいいのではないですか。それを書いておかないと後で検討しようがないと思うのです。

○吉村委員長

実施上の問題点として書かなくてもいいのかもしれないですけれども、議論して評価した結果としてそういう改善点が見つかったという位置づけで書くと書きやすいかもしれない。

○土屋委員

問題点ではないかもしれない。

○吉村委員長

ちなみに県から市町村へ補助金が送られて、その補助金で事業が行われますよね。それに対する報告書は県のほうに上がってくることはないのですか。

○事務局

補助事業としての報告書は上がってきます。

○吉村委員長

上がってきますよね。その中で事業モニターを受けてこうしましたというものはほとんど書かれていないということですか。もしかしたらそこにあるのかなとも思ったのです。

○事務局

基本的に補助事業は単年度で終わる事業ですので、この年の事業はどのように終わったかということが書かれます。

○吉村委員長

単年度契約なので、意見が出て、その意見を反映させるとしたらその翌年度の事業ということ。

○事務局

河川事業なので、何か年かの計画が一度にできてしまっていますので、もし意見を反映

させようとする、5年後10年後みたいな事業になってしまいますので。

○吉村委員長

その部分は県のほうで意見を残しておいて、将来改善して事業をやっていただくというやり方はできるのですよね。実態としてそこまで手が回らないというところはあると思います。

○事務局

今回の補助事業に関していいますと、基本的には市町村が手を挙げやすいように補助条件は比較的緩めにつくっているところもあります。補助条件を細かく詰めてやるようなタイプの事業であれば、そういった反映をさせてくださいという書き方もあるかなとは思いますが、そこはバランスの取り方だと思います。

○吉村委員長

いかがですか。

○土屋委員

だから、現在の制度の実施上の問題ではなく、今後の課題だということに、かなりハードルの高い課題だと。

○吉村委員長

時間的な枠組と、あとまた別にマンパワーが必要になったりするという部分があるので簡単ではないと思うのですが、そこまでケアができれば一番いいかなと。必ずしも県民会議の意見が正しいとは限らないので、全てが反映される必要はないと思います。

○五味委員

県民モニターからの意見が入って行って、この十何年市町村の担当者に関しては多分じわじわとそういうものを検討する余地は出てきたと思うのです。だからそれは非常に重要なステップだったと思うのですが、ただそれを実態として県が把握できる状態なのか、フィードバックを受けるような状態にはまだまだなっていないというか、そういう仕組みにはなっていないということでもいいのではないかと思います。土屋委員がおっしゃったようなところに関連しますけれども、ただこの仕組みでもこっちから向こうへ行く、事業モニターとして意見が入っていくということは非常に重要なステップだったという、その評価を前面に出して、その中で岡田委員にあるように順応的管理でどう反映されるかということ吸い上げる、一方向にならないようなものは今後は考えていく必要があるということ、ちょっとやんわりと書けばいいのではないかと思います。

○吉村委員長

そういった書きぶりでしたら大丈夫ですか。大丈夫ですかと聞くのもおかしいですけどもね。

○事務局

今、お話を聞いていますと、県民参加の改善点という形になると思いますので、今、記載がないのですけれども、県民参加のほうで反映させていただきたいなと思っています。

○吉村委員長

項目としては第6節の3ページ目の「(2) 県民の意思を基盤とした施策展開の評価」というところですか。その中かな。

○事務局

(2) の部分、県民意見の反映というところで改善点があることを加える形になるのかなと思います。

○吉村委員長

そうですね。そういうことなので、現場で事業を見せていただいて、いろいろコメント、評価をしていますので、その評価を行ったというのをまず書いていただいて、それは大事なことだと思いますので、ただ制度の施策の枠組みとしてフィードバックを受ける、確認するという仕組みはなかったもので、そこは今後の改善点になり得るという感じで数行を追記するという感じですか。

○五味委員

それは多分今後の県民参加の在り方を考えるときにも重要ななと思って、要は事業モニターとかいう作業をしたときに、一方通行だけだったら言ったことは何だったのだということにもなりかねないので、それがどんな形で戻ってきたのか、事業モニターをやる意義、やってよかったというような、あそこで発言してよかったということが戻ってきたほうが今後のモチベーションにもつながっていくと思いますので、多分その仕組みというか、そこを見えるようにしていくのが今後大事なのかなという気がします。ただ、今それはまだまだそういう状況にはないということなのかもしれません。

○吉村委員長

その辺りの思いは恐らくこの委員会の委員だけでは、県民会議皆さんの思いだと思いますので、書き込んだほうがいいかなと思います。ちょっとややこしくて、県民会議と県と

市町村、その三者の関係なのでなかなか複雑だなと思いますけれども、今後そういう視点もあるのだなと分かるように残しておくといいのかなと思います。

ちなみに関連して、そのページの上のほうに赤字で順応的管理に関して追加していただきましたが、「事業の見直しの基準となる施策評価の基準については、県民会議で事業開始以後に作成することになった」とありますが、この施策評価の基準は具体的にどんなイメージなのか。これはさっき出た10の指標という意味ですか。

○事務局

基本的には順応的管理をする場合は何かしら目標を定めてからPDCAを回していくのが基本の形だと思っているのですけれども、その目標値的なものがないまま施策大綱自体が始まってしまっていますので、そういったところが達成できなかった、当時は作成することはできなかったのですけれども、それができなかったというのは1つの改善点なのかなと思います。

○吉村委員長

理解しました。ただ、評価の基準は、私たちが作成してきた指標という意味とまた若干違うニュアンスがあるかなと感じていまして、指標で定量評価はできるようになりましたけれども、どこまで達成したいかという数値目標はあまり作成していないような気がするのですけれども、そういった状況でこの基準を作成することになったと書いても大丈夫ですか。細かいところで申し訳ありません。一般論として順応的管理はそうですね。達成目標が必要というか、あったほうがいいのは間違いないので、施策評価の指標が作成されたというのは間違いないと思うのですけれども、基準というのは若干言い過ぎのような気がしますし、定量目標を設定するというのは今後の課題になるのかもしれないです。そこは勘違いされないように仕上げる方向にしましょうか。

そういうことで、県民参加の部分はほかにも御意見がありそうですが、私のほうで一区切りさせていただいて、第1部から第3部、その他に関してもし御意見が追加でございましたらお願いしたいと思います。

○土屋委員

意見ではないのですが、前も似たような質問をしたかもしれないのですけれども、ページがついていないものの2ページ目なのですけれども、今のところでNbSについての記述があります。NbSについては意見書のほうにもかなり重要なところで出てくるわけですが、今のところで「資料〇ページ参照」ということで実際に事業で評価を試みたことをそこで参照しろということになっているのですけれども、実はこの参照がどこまで参照するか今まで具体的に出てきていないので、皆さん全員が認識されているかどうか分からないのですけれども、結構膨大な表なので、あれを全部載せてくれるのだったら一番分かりやすいので

すけれども、割愛するとどこが載るのかによって大分イメージが違うなど思っていて、その辺のところは現段階ではもしかしたらつくられていないかもしれないですけれども、イメージとしてはどういうものを考えていますか。

○事務局

経済評価の成果品の中で、説明文とレーダーチャート載せることを想定しています。

○土屋委員

レーダーチャート載せるのですね。その基になったA3の表は。

○事務局

A3の表はさすがに載せられないかなと。

○土屋委員

要するにNbSでちゃんと評価されたということのエビデンスがどこまで載るかなのですけれども、その基はどこかに載るのでしたか。

○事務局

成果品は今のところHPに出す予定はないです。

○土屋委員

レーダーチャートは評価の結果なので、それを見せられてもふーんと思えないので、実際何をつくったのかが見えないと。

○吉村委員長

中身を理解するのはなかなか大変ですよ。だからその基資料に関しては県庁で県民が見られるような、閲覧できるような形になっているのですか。そういうふうにもなっていないのですか。

○事務局

閲覧はちょっと難しいです。情報公開請求があれば、もちろん見ることはできるのですけれども、閲覧という状態にはなっていません。

○土屋委員

多分オンライン上では見られないのですよね。実際県庁に来られたら、見せてくれと言ったら見せられる、つまり現物はあるのかということと。

○事務局

委託調査結果の成果品を保管してございますので。

○土屋委員

そのタイトルや発行年みたいなものが資料に明記されていれば追えますよね。それがないとどの資料ということで、今はいいけれども、時間がたってしまったらどこに行けばいいか分からなくなるから、内部資料だから公開はしないとしても、現物はあるよということはもちろん書誌的に残したほうがいいのではないですか。

○吉村委員長

ここは必要に応じて県庁に問合せができるような形に資料編に記載するということにしましょうか。今、資料編の原案がないので、具体的な相談ができませんけれども、恐らく次回の委員会までには資料編も確認しないといけませんので、次回の委員会までに原案を共有していただいて、次回確認ということによろしいですか。

○事務局

分かりました。

○吉村委員長

どれくらいかいつまでその結果を書けばいいのか、私も今は何とも言えないところですが、2～3ページくらいですか、もうちょっとですか。

○土屋委員

2～3ページぐらいでできると思います。逆に2～3ページぐらい使ってしまいますね。

○吉村委員長

2～3ページで内容がよく分かるような形になっていれば一番いいかなと思うのですが、NbSの評価はなかなか複雑なので難題かなと。

○事務局

ホームページ上に載せたものを参照していただく形とか、手段を少し広げて考えさせていただきたいなと思います。

○吉村委員長

そうですね、お手数ですが、よろしくお願いします。

ほかに第3部まででいかがでしょうか。
お願いします。

○五味委員

18ページに第1期2期と3期4期の事業数の変化が12事業から11事業に変わったという非常に分かりやすい図を入れていただいているのですけれども、変わった理由を、例えば1期2期の2番事業を2つに分けたという観点と、8番9番をまとめたという理由がどこにも書いていないかなど、私が見逃しているだけなのかもしれないのですけれども、3分の1ページくらいで書かれたら、これ自体が順応的管理の重要なポイントでもあると思いますし、長くやってくると例えば生活排水のところもやはり一体的な水循環というものを、8番事業9番事業の一体化は非常に水資源管理の施策上、重要なポイントでもあるような気がしますし、3番事業の土壌対策保全が前面に出てきているのは多分、シカの問題がかなり大きく、ここ10年取り上げられてきたところと関連していますし、溪畔林整備事業を土壌保全と一体化するというのがある意味近いのと、あと、森林の面的整理の重要性と関連しているのではないかと思うので、その辺が分かるような形で説明すると、どこまで県民会議で出てきてこの結果になったかはちょっと分からないのですけれども、施策側としてこういうものを検討して状況の変化に対応したという文言を説明されたいのではないかなと思います。これが1点目です。

もう一点目は、ちょっとこれまた増やしたらあれかなと思うのですけれども、資料編の中で例えばこの15年20年間でいろいろな論文とか書籍とか水源税絡みの、これはモニタリングの論文もいっぱいあると思うのですけれども、何かそういうものが参考資料、つまり最終報告書を見られた方がもっとより深く知りたいといったときにそこにたどり着けるようなもの、引用文献は幾つか必要なものが出ていますけれども、これは第1期第2期の各委員の方が書かれた総説のような文章もありますし、いろいろな委員の方とか市民の方々がやった研究が論文化されているようなものもあると思うのですけれども、そういうもののリストを、非常に膨大になるのですが、そこからセレクトして2ページ分くらいで参考文献みたいな、もっと学びたい人、もっと知りたい人はこちらに行ってくださいというものがあるといいのかなと思いました。

以上です。

○吉村委員長

なるほど、よいアイデアですね。

○岡田委員

違う視点で書かれていることが多いので、より深く分かる。

○五味委員

ただ、どの資料を選んでいくかというのはまたちょっとあれかもしれない、県の立場があるかもしれない。でも、それを報告書の中とか最終報告書の暫定版の資料版に入れられるかどうか分からないですけれども、それは県の立場として、県でオーソライズしたものの中にそれを入れていいのかどうかというのはあるのですが、なかなか意見が言いにくい。

○吉村委員長

入るといいなと私も思います。いかがですか。例えば今までに15年の中で参考にした書籍とかがありますね。そういったものをまず書き出させていただくといいのかなと思いますし、この委員の皆さんから重要な文献を紹介していただくのはできると思います。

○五味委員

少なくとも森林学会誌とかそういうところに出てきているようなものはいいと思いますし、あとはやはり第1期とか第2期の委員長とか委員の関係の方が書かれた文章は当時を振り返る上で非常に重要なかなというのは、この間のシンポジウムを聞いても改めて思いましたし、どういう形で進めたらいいのか私は意見がないのですけれども、県でやるべきなのか、どこでオーソライズしてここに入れていいのか、また入れにくいものがあるのかどうかというものも含めて、ただその判断はなかなか難しいでしょう。

○吉村委員長

どちらかというアウトプットのイメージですか。インプットではなくて。この事業の成果として外に出ている。

○五味委員

出ていっているものもありますし。

○吉村委員長

両方ですか。参考文献的な。

○五味委員

私はその両方を考えたのですけれども、多分今の委員長のお話はこの中で基になったデータですね。

○吉村委員長

データですとか文章、情報が外に出ていくような場合もあります。

○五味委員

最終報告書の根拠となっている基文献みたいなものと2つ位置づけがあると思うのです。最終報告書の根拠となっている基文献と、もしくは神奈川県の実策をやることによっていろいろな方々が文章を書いているのですけれども、それはまた別なのかもしれませんね。

○吉村委員長

いろいろな形で情報発信はされていると思いますから、それを集約するのは。

○五味委員

それを集約するのは大変か。

○吉村委員長

長い目で見れば、そういった形の情報提供も県の森林ですとか水源管理をしていく中で底上げになると思いますので、大事なことかなとは思っています。

○五味委員

何か木平委員とかもいろいろ書籍にも書かれていると思うのですけれども、そういうものも参照できるようにしておくといいのではないかなという感じは。

○吉村委員長

大沼委員、お願いします。

○大沼委員

今、五味委員がおっしゃったことは私も賛成で、少なくとも県の自然環境保全センターで今までいろいろ御報告いただいた内容は有益なのではないかと思ひまして、センターのこれまでの結果とかは論文にされたり、パブリッシュするような形にされていないのでしょうか。少なくともそういった形での公刊物は入れてもいいのではないかなと思います。

それから、もう一つ、水源環境保全税のいろいろな性質とか意義とかは多くの人書いていると思うので、それを集約するのはなかなか難しいと思うのですが、過去の報告書の触れてあるところを、例えば何年の報告書のこういったところとかいうくらいはお示しになってもいいのではないかなと思います。これは私の意見です。

以上です。

○吉村委員長

ありがとうございます。1つ目の御意見ですけれども、県の研究センターで評価書と別に調査結果を公開されているというのはあるのですか。

○自然環境保全センター

あります。センター報告とかで特集を組んだり、特集を組まなくても常々、定期ではないのですけれども、まとめて出しているものはございます。うちが出しているものについては把握できています。

○吉村委員長

水関係も同じですか。

○環境科学センター

まず、現在で既にホームページで常時公開している、それぞれのモニタリングの結果を報告しているのと、それ以外に都度、専門家調査が行われた際に県の、うちのセンターの報告書として上げるのと、あと論文投稿したのも過去にはありますので、そういったものは一応我々も把握しております。

○五味委員

センター報告とかは例えば詳細を知りたい人はこのサイトに行ってくださいというウェブサイトはいいと思いますので、あとは代表的な論文とか森林学会誌なり何なり、あとはモニタリングをやっていると海外誌にもなってしまうのですけれども、そういうものを入れるかどうかはまた考えなければいけないのですけれども、そういうものの中でさらに深く知りたい人向けの何かアクセスみたいなものがあるといいのかなという気はします。

○吉村委員長

文献の話から始まりましたけれども、むしろ生データのほうが優先度は高いような気がしてきましたので、現状としてホームページですとか書籍で逐次報告されているというのは、この報告書を読んで参照できるようにしておくべきかなと思います。関連情報という形で資料編の一部にそういった一次情報的なところと、あとは論文、書籍で公開されている情報もあったり、またはこの評価を行う上で参考にした文献もあると思いますので、そういったものはできる限り網羅して記載しておくほうがいいかなと思います。

この委員会でもたびたび成果を書籍なり論文なりで発表すべきだという意見が出ていますね。私たちがやらないといけない作業であって、なかなか進んでいないところなのですけれども、研究センターで一部は出版していただいていますので、それはそれで貴重な成果だと思いますし、皆さんに読んでいただけるといいかなとは思っています。

そういうことで、県のほうで責任を持つ必要があるのかなと思いましたが、県民会議の報告書なので、県のほうで差しつかえない情報であればできるだけリストに入れる方向で進めるということではいいかなと思いますが、いかがですか。場合によっては全て網羅されて

いないではないかという意見が出るかもしれませんが、それはそれでしょうがないと思うのです。

○土屋委員

ちょっと確認なのですが、環境科学センターから要するに学会等で論文化したものと。それは自然環境保全センターのものもありますか。

○自然環境保全センター

森林学会誌とか海外の論文だとか。

○土屋委員

それは結局県の機関が出しているのだから、もうオーソライズされているわけであるので、それはもう出しても、引用というか、飛べるようにすればいい。

○羽澄委員

県が問題にするような論文というものはありますか。大抵は研究機関の方が関わってメインで書いていらっしゃるの、県が引っかかるものがあるとは思えないです。

○土屋委員

仕組みとか税の制度みたいなものはあり得るので、それが絡んでくる。

○羽澄委員

木平委員とかが書かれているのは問題ないでしょう。

○五味委員

歴代の委員の委員方とか委員長が書かれた文章は非常に肯定的に、ポジティブに書かれている印象を私は受けますし、当時の熱量が伝わってくる文章だと思います。

○吉村委員長

自然科学の部分は特に問題はないかなと思います。論文というか、学会でオーソライズされている情報は順応的管理を行う上で非常に重要なところでもありますので、むしろ積極的に生かしたほうがいいかな。

○羽澄委員

県民会議としてはぜひ載せるという意思表示を出してよろしいのではないですか。過去にこういうオーソライズされたものがあるのだと。

○五味委員

言ってしまうと多少批判的なものもあっていいとは思いますが、それこそ、それが次へつながっていくというところで。

○羽澄委員

それを踏まえて今回のアウトプットになっているという立てつけでないとおかしいですね。

○五味委員

我々県民会議としては、そこまで分析しているのだというような立ち位置のほうが、むしろ公平性があるということかと私も思います。

○吉村委員長

なかなか詳細までチェックされているかというところとちょっと自信がないところもありますが、ただ論文になった場合は、今後の課題とかも含めて考察が書かれますので、結果的には順応管理につながっている部分もあるのではないかなとは思いますが。

そういうことで、追加の作業になって申し訳ないのですが、資料編にそういった文献ですかアウトプットのリスト、また一次情報も含めて県民の方がアクセスできるようにしておくのかなと思いますので、追加する方向で資料編の編集をお願いできますか。さらに本編にそういった資料が資料編にありますよというものをどこかに書いておいたほうがいいと思いますので、どこがいいかはすぐに思いつきませんが、後ほど検討することにさせていただければと思います。

よろしいですか。資料編は私のほうで原案がないといいましたが、資料1-4として本日共有されておりました。こちらを忘れておりましたけれども、衛星写真と評価の流れ、指標に関して入っています。まだこれは未完成だと思いますが、次回までに内容を充実させて、目次もつきますね。目次もつけて出していただけるといいかなと。あとは県民会議、委員会での意見も入りますか。それはまた別ですか。

○事務局

県民会議の意見ですか。

○吉村委員長

意見一覧が年度ごとの報告書の中には入っていましたが、最終評価の中には、全ては入らないとは思いますが、

○事務局

今、ここでは想定がないですが、意見書で最終的におまとめいただく部分で、そこで出されている意見ということでは、意見書の巻末に載るイメージはございます。

○吉村委員長

評価書にというわけではなくて、毎年の作業として事業モニターですとか県民会議の議論ですとか、あとこの委員会の評価もありますし、そういった資料がここにありますというのは分かるようにしておいたほうがいいと思いますので、そこも参考情報の一覧に入れるのほうがいいですか。ホームページになってしまいますけれども、そういうものをちょっと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

意見一覧の中に水関係の事業の部分で項目が多いという私の意見なのですが、そこは編集上の見せ方の問題なので、また個別に相談させてください。

あとは河川の自然再生の例が恩曾川だけの記述になっているのが若干気になっていますので、少し網羅的に書いたほうがいいのではないかなと思っていますので、また後ほど御検討いただきたいと思います。

では、もしないようでしたら、続きを進めたいと思いますが、第3部第4部に関連しますので、ここで事業モニターチームと情報発信チームから直近の活動の御報告をお願いしたいと思います。その報告を受けて、追加で第4部も含めて議論したいと思いますのですが、よろしいですか。

それでは、順番に、まず事業モニターチームの御報告を宮下チームリーダーからお願いできますか。

○宮下委員

分かりました。お手元の配付資料の中に参考資料として令和5年度第1回事業モニター報告書、少しめくっていただきますと令和5年度第2回事業モニター報告書を御覧になっていただけるかと思うのですが、いかがでしょうか。これにつきましては既に県民会議で報告済みなものですから、一応確認のために簡単に第1回と第2回の事業モニターの中身を説明したいと思います。

まず、第1回事業モニター報告書の1ページ目に、これは令和5年6月22日に丹沢大山の保全・再生対策ということで、特にシカの管理について現地視察しながら行ったものでございまして、中段に事業の概要ということで狙いが書いてあるのですけれども、参考のためにちょっと読みます。「水源の保全上重要な丹沢大山を中心として、シカ管理による林床植生の衰退防止や衰退しつつあるブナ林等の再生に取り組むことで、森林土壌の保全や生物多様性の保全などの公益的機能の高い森林づくりを目指す」ということが狙いでございました。

それに沿って次のページを見ていただきますと評価項目がございまして、事業の狙いは明確だったか、実施方法はよかったのかどうか、効果が上がったのかどうか、税金が有効に使われたのかどうかについて記載しております。

結果的には、事業の狙いはまず明確であることと、実施方法につきましても基本的には適切なやり方でやっていただいたということで、特に「ワイルドライフレンジャーによるシカの密度管理が行われていることは適切な手法であり」ということで、手法についても適切であるということになっています。効果が上がったのかどうかなのではございますけれども、指標は事業の内容と自然回復の状態を見ながら基本的には全体的には効果が上がっているということだったのでございますけれども、一部には捕獲数が増えているにもかかわらず自然植生の回復ができていないところがあるということも言われましたものですから、そういう意味で全体的に効果が上がったのかどうかについてははっきりここでは述べることができなかつた。ただ、基本的には効果もございまして、税金は有効に使われたのではないかと判断して報告しております。

あと細かい点につきましてはいろいろ書いてございまして、また御覧になっていただくということで、第2回の事業モニター報告書がございまして、お手元でございますでしょうか。

これにつきましては地域水源林整備の支援ということで、8月29日、羽根林道で行いまして、事業の概要につきましては、狙いについては「荒廃が懸念される地域水源林において、市町村が主体的に取り組む森林整備などを推進することで、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させる」ということでございました。

内容につきましては、市町村の全体整備構想に基づく計画的な取組とか、それに対する森林所有者が行う高齢級間伐への助成が中心内容でございました。

3ページに事業の狙いはどうだったか、実施方法についてはどうかということでございまして、事業の狙いにつきましても公益機能を向上させる事業であるという狙いは明確である。実施方法につきましても地域水源林全体整備構想に基づいて行って、協定協約方式とか協定林方式とか長期受委託方式とかの取組が明確であって、実施方法についても適切な方法であると判断しています。効果がどうだったのかということなのではございますけれども、丁寧に調整が続けられて、データの的にも順調に進んでいるという感じがしたこと、ただし問題としては、広く丹沢の森林全体の目標像についてどれほど効果があったのか、ここではよく分からなかったところがあります。全体的に丁寧に調整を続けておられて、事業量も増しておりますので、効果が上がっており、税金を有効に使われたと判断しています。

皆様のお手元の配付資料にはないのですが、口頭で第3回の事業モニター報告についても簡単に報告してほしいと事務局からございましたので、お手元にはないのですが、私のほうで口頭で説明させていただきたいと思っております。

これは令和5年11月17日に行われました土壌保全対策の推進ということでございまして、現場を見せていただいたところは災害によって土砂崩壊があったところなのではございますけれども、

それがどうなっているかを見せていただいた結果です。今までは災害があると、そこに対する保全対策がいろいろとあるのですけれども、従来の保全対策ではなかなか難しいところがあって、つまり土木的な手法を投入すべきではないかというところがございまして、現地では土木的な工法が取られておりました。

まず、土壤保全対策の推進の狙いがございますけれども、台風災害により発生した森林の崩壊地等において、これまでの土壤保全対策に加えて、土木的工法、緑化工法含めて整備するという狙いがございます。

現地を見させていただいた結果、事業の狙いは、台風災害により発生した森林の崩壊地等において、これまでの土壤保全対策に加えて土木的工法を導入し、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壤保全対策を強化するというのが狙いです。

現場を見せていただきまして、土木的な工法も投入されて、現在、安定した状態になっていることが確認できましたので、狙いは明確であり、実施方法につきましても、かごマット土留め工法とか、植生土のう積み工法とか、植生土のう筋工とかいうものが適切に現場で施工されていまして、手法も適切であると判断しました。あと現場での崩壊は今のところないのですけれども、定性的にはいいなと判断をしているのですが、定量的に見たときにどのような定量的な把握がされているかが頂いた資料では明確にされないところもあったものですから、効果が100%あったかどうかの判定も難しいところもあるという意見がございました。ただ、全体的には現在、植生の回復も若干見られておりますし、土砂崩壊も起きないということを考えますと、効果があつたのかなと。それから、税金についても有効に使われているのではないかと判断しておりまして、これにつきましては、現在、最終固めを行っておりまして、次回の県民会議の中では報告できると思っておりますので、一応今回は第3回については口頭で御説明させていただきました。

以上でございます。

○吉村委員長

ありがとうございます。11月のモニターの内容も速報ということで御報告いただきました。

続きまして、情報発信チームのリーダーの上田委員から御報告をお願いして、その後に御質問があれば受けたいと思います。

上田委員、お願いできますでしょうか。

○上田委員

それでは、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムについて御報告させていただきます。

テーマは「水源施策の15年間の歩みと将来像～神奈川の森林と水 未来につなげるために～」で、令和5年10月29日、12時から16時30分までパシフィコ横浜会議センターで開催い

たしました。参加人数は126名で、アンケートに回答していただいた方は90名ということでした。フォーラムの内容は前回県民会議で報告したとおりで、基調講演で元県民会議座長の田中氏が「水源環境施策の経緯と課題」、土屋座長からは「かながわの挑戦の現在とこれから」、杉本氏からは「水源の森林整備 山の仕事に携わって」と題して講演していただきました。休憩を挟んでパネルディスカッションは、基調講演の委員の方に施策調査専門委員会から吉村委員と大沼委員が加わってフォーラムのテーマに沿ったディスカッションが行われました。

基調講演終了後に施策に関する質問、意見の受付をいたしました。質問、意見の数は52件ありました。参加者からなぜ当日に質問に対して回答してくれないのかという意見もございましたが、後日、県水源環境保全課のホームページで回答することで御了解いただきました。

当日いただいた90件のアンケートの内容を報告いたします。

基調講演についての内容はいかがでしたかという質問に対して、過去・現在・未来への課題や改善されたことなどを知ることができた、実際の森林管理現場からの話があり、森林の管理の様子が分かってよかったという意見がありました。

講演内容を理解できたかという問いに対して、98%の人が理解できたという結果でした。

パネルディスカッションの内容はどうでしたかという問いに対し、これからのに向けた貴重な意見を聞くことができた、水源施策の現状を理解することができてよかったなどのコメントがありました。

ディスカッションの内容を理解できたと答えた人は83%。

一緒に開催されました展示会場につきましては、活動展、パネル展、写真展を行いました。昔の丹沢の写真などを興味深く見ていただいた様子がかがえしました。全体的に展示内容が少し弱かったとの意見もございました。

このシンポジウムにおいて一番印象に残ったプログラムは何でしたかという質問に対して、基調講演が57%の人がよかったと。パネルディスカッションについては36%。

県民フォーラムに参加して、今後環境に関する活動に参加したいと思いますかという質問に対して、69%の人が参加していく意思を示しております。その理由として、環境保全のために役立ちたい、また税の投入の効果をしっかりと見ていきたいという意見がございました。

次に、水源環境保全・再生の取組を今後どのようにしていくべきかとの意見に対する答えです。苦労や施策に投入した時間、税金、人的資源、効果など大きなもののはずだが、県民の認識度が低い。もっと県民への周知をしていく必要があるという意見が多く寄せられました。次に、この事業を継続するのか、新しい取組をするのか、早い段階で県民を交えた議論が必要です。残された時間はあと3年しかない。水源税導入時のことを考えれば、かなり検討が遅いのではないかと。県民との十分な議論ができるのかとの意見もございました。また公共事業から民間での施行へ移行するために、民間企業のリソースを引き込んで

いくなど、産業として成り立つ状況の確立を目指す方策を考えたらどうかという意見もございました。今後の取組として、森林整備が永続的に継続していくこと、そしてその手段、結果などはきめ細かく県民に情報発信していくことが大切であるという考え方が多かったです。

その次に、神奈川県では平成19年度から水源環境保全税を県民の皆様に負担していただき、これを財源に保全・再生に取り組んでいるということを御存じでしたかという質問に対して、知っていたと答えた人が69%、知らないと答えた人が17%でした。なお、46回フォーラム以降で実施したもり・みずカフェにおいては、知っていると答えた人が35%で、知らないと答えた人が60%います。大方の県民の皆さんは特別税のことを知らず、水源環境保全についての施策も半分以上の方が理解していないのが現状であるのかなという感覚があります。これから情報発信などに工夫を凝らして広報活動が必要であると感じられました。

それから、水源環境保全・再生に関わる問題について関心があるのは何ですかとの問いに対しては、まず1番目に森林の保全、河川の保全・再生、それから県民参加の仕組みの3点が大きな関心事でありました。

今回の県民フォーラムの開催を何で知りましたかという問いに対して、チラシを見てということが一番多かったです。その次には所属団体、友人・知人から紹介された。その次に県のサイト、ホームページから参加したという順序になっております。

当日受付しました質問、意見等についての回答は水源環境保全課のホームページに掲載いたします。現在、最終取りまとめ中でございます。

以上、52回県民フォーラムの報告です。

○吉村委員長

御報告ありがとうございます。大変分かりやすく2つのチームから御報告いただいたと思います。

そうしましたら、今の御報告を踏まえて、もう一度最終評価書暫定版に戻っていただいて、第3部が直接関係する部分かなとも思いますが、第4部も含めて少し時間を取りたいと思います。第4部に関しては赤字の部分が多くなっておりますけれども、事務局で作文していただいたところはかなりあります。まず前文として現在の状況を概説していただきまして、水需要、人口等の統計が入っています。

92ページです。「1 環境と社会の動向」ということで、気候変動の情報で気温、降水量の統計データを掲載していただいて、現在の立ち位置というか、現状が分かるようになっています。その後、気候変動対策、生物多様性、グリーンインフラの取組ということで、関連する社会、環境の動向がまとまっております。

その後、2としまして神奈川県の長期目標像と施策がありまして、県に関わる構想、計画が入っています。それから、流域治水、生物多様性計画が次のページにあります。

3として最後に終了後の県の取組に係る基本的な考え方ということで、基本的には(1)として現在の事業を継続していくべきだという書きぶりになっています。「継続的に推進すべきです」となっています。

それから、(2)としまして長期展望ということで、1つ前のセクションの情報として社会・環境が変化していますので、それに対応して施策も変化していかないといけないということ、最後、県が果たすべき役割ということで、最後のところは市町村との関係も入っていますね、こういった原案になっております。

そういうことで、作業チームの御報告、県民フォーラムの成果としましては、広く事業の内容を理解していただいたこと、事業に対しては肯定的な御意見が多かったところ、一方で参加者の御意見としては、今後も積極的に継続してほしいという意見が多かったような印象でございます。そういったところを受けて第4部、意見書を書いていくことになると思います。

まず意見書の後半に関して、主に第4部に関してですけれども、何か御意見はございますでしょうか。

報告書なので、第4部がちょっとあっさりし過ぎているかなという印象もありますけれども、県民会議の思いとしては意見書のほうに書き込んでいますので、報告書は意見としては最低限になっているかもしれないです。

○五味委員

これはどっちのあれか、今の能登の地震もそうですけれども、地震とか土砂災害もそうなのですけれども、水インフラに対する脆弱性というのは毎回いろいろなところで報道されていますし、今日の新聞にもかなり大々的に取り上げられているのですけれども、そういったところをもう一度ここでも少し強調していてもいいのではないかなという感じはしました。ここの流域治水プロジェクトとかこの辺のグリーンインフラの取組はもちろん面的整備のところと非常に関連しているのですけれども、もう一つは水源設備の耐震化がここに関連してくるかどうかわからないですが、少なくとも生活用水源とか、あとは分散型の水インフラの整備は今後の災害を考えていくと気候変動と併せて重要になってくると思いますので、どこに書いていいのかわからないのですけれども、そういう点も少しトピック的に入れておいてもいいのではないかなと思ったところです。

以上です。

○吉村委員長

ありがとうございます。まさにそういうことですが、例えば92ページに気温と降水量ということで情報がありまして、この辺りがグラフの説明だけに終わっていますので、長期的な展望が、降水量上昇傾向とは書かれていますけれども、洪水・渇水のリスクが高まる傾向にあるというところ、あとは震災、地震も想定されていますので、そういった一回り

広い視点で自然災害のリスクと向き合っていく必要があるというところは書いたほうがよいような気がしてきました。もう一步踏み込んで解説するような形にしましょうか。ありがとうございます。

何かオンラインの委員から御意見はございますか。

○太田委員

95ページから98ページにかけての神奈川県環境報告の、目標とか達成の、こういう計画がいろいろあるのだなと改めて思いました。この案件、すごく難しい部分があると思うのです。神奈川県今回の資料ですが、各事業、分野みたいなものを再考させるというか、神奈川県の部分を深く見るというか、関連する計画はどういうものがあるというか、全体の計画、事業が表されているほうが、こういう感じで分かりやすいのではないかと。

○吉村委員長

ありがとうございます。この施策との関係を図にできるといいかなという御意見だと思いますが、確かにそのとおりですね。そのとおりではあるのですが、なかなか難しい宿題だなとも感じます。そういったところを既存の資料の中に既に書かれていたり描かれていたりしますか。

○事務局

例えば総合計画は県の全体の指針となりますので、その計画に対して環境分野に関して環境基本計画があり、この大綱はどういう位置づけ、ポジションなのかというような図は描かれています。

○吉村委員長

その中には基本計画と森林再生50年構想と。

○事務局

構想は入っていないかなと思います。

○吉村委員長

2つ以上入っているといいかなと思ったのですが、そうすると1つですね。

○事務局

ランドデザインの中に環境基本計画は入っております。生物多様性計画も環境基本計画との並びで見えるようになっていたかと思います。

○吉村委員長

もし分かりやすい図があれば追加するというところで御確認いただけますか。

○事務局

今、20ページのところで、以前御意見を県民会議でいただいた際に反映した簡単な図がございます。現在の20ページのところです。神奈川県環境施策における位置づけということで、ランドデザインと環境基本計画をしまして、環境基本計画の中では大綱を含め、温暖化計画や多様性計画等という形でまとめさせていただいているものを図示しております。

○吉村委員長

大分シンプルではありますが、こういったイメージだと思いますので、これを第4部にコピーするような格好にしましょうか。

○事務局

承知いたしました。

○五味委員

あとは前の19ページの例えば今、11事業のあれが入っていますけれども、こんな図の中に今の項目を貼り込んでいくだけでもいいのかなという感じがしたのです。例えば上流の話、流域の話、まち全体のランドデザイン、グリーンインフラ、生物多様性、気候変動はもうちょっと大きな枠組み、この上側にある県民参加と11番に書いてありますけれども、これが気候変動でしょう。そういったものでもいいのかなと思いました。

○吉村委員長

おっしゃるとおりです。図をつくるのは少し大変かなとも思いますが、もし19ページの図、事業番号とかは割愛してもいいような気もしますけれども、これをシンプルにして基本計画、温暖化計画とか生物多様性計画等あると思いますので、それをはめられそうだったら入れていただいて、難しかったら次のページの図でもいいのかなと思います。

○五味委員

私の意味は、19ページのやつは全部取っ払ってしまって、テンプレートだけ、この題だけ使って。

○吉村委員長

河川と森林の背景図があって。

○五味委員

そこに貼りつけるという、もう事業はあまり関係ないので貼りつけるだけです。

○吉村委員長

それであればちょっとできそうな気がしてきました。

そういうことで丸投げになって申し訳ないところがあるのですが、検討して図を入れる方向でいきたいと思います。

それでは、ちょっと時間が押していますが、第4部に関してよろしいですか。文章が多いので、また持ち帰っていただいて、ここは大事なところですので読み込んでいただければと思います。次回までに改良するようにいたします。

それでは、次の議題、こちらも重要な欠かせない内容ですので、説明させていただきたいと思います。前回の県民会議後の意見照会の結果が本日来ております。修正案と併せて御確認いただければと思いますので、まずは資料2に関してざっと事務局から御説明をお願いいたします。

【議題2 意見書修正案について】

[事務局から資料2-1、2-2により説明]

○吉村委員長

ありがとうございました。

こちらも多くのお意見をいただきまして、基本的には全て意見書の原案に反映させる形で編集していただいたところでございます。

少し時間が押していますので、まず確認が必要なところを私のほうから挙げさせていただきます。悩んだのですが、意見照会の一番最後の意見で「かながわモデル」というのがキーワードとして入っていますが、これはどこに入っていますか。見つからなくて探していたのです。

○事務局

5ページの下段落のところに「かながわモデル」というものを使わせていただいております。

○吉村委員長

ありました。総論の中の(3)の県が果たすべき役割ですね。分かりました。

前からいきますと、1の特徴と意義はよしとして、2つ目の課題認識のところ、2ページの2の「(1)現行の施策の評価」ということで、ここが全体総括の抜粋を入れていただい

たというところ、それから(2)課題認識のところ、これを森林、水、取組を支える仕組み等で分類して記載していただきました。(3)に県を取り巻く環境と社会の変化とありまして、これは周辺の情報と気候変動ですとか社会の環境に対する意識の変化も含めてまとめていただいています。この辺りはいかがですか。

私のほうで(3)の見出しがどうかと若干気になったのですが、2つ目のセクションが評価と課題認識なので、社会の変化は認識の中に入るかなという単純な疑問だったのですが、特に内容としては盛り込むべきですので問題はないのですが、少し分かりやすくするとしたら、(3)の見出しの最後に例えば「変化」を「変化を踏まえた課題認識」と書いておくとか若干分かりやすいかなというそれくらいの意見ですけれども、見出しが長くなるのでどうかとも思います。

それから、4ページの3、総論の部分ですが、こういった書きぶりでいいかなと思いますが、さっきのフォーラムの意見の中の最後のほうにあったものが頭に残ってしまっていて、今後の展開を考えていく上で県民との対話をしっかり進めるべきだとありましたので、例えば(1)の中の2つ目のポツ、最後の2行目に「対策を整理し、必要と判断された施策については」とありますが、この間に「県民の意思を反映させつつ」というところを入れたほうがいいかなと、今、ちょっと思いつきですが、思いました。スケジュール的に3年でできるのかという意見がフォーラムで出ていましたので確かにそのとおりののですが、どこかには、この意見書がその1つになると思いますが、意見書を踏まえて、その後具体化していく中でも県民の意見は取り入れるべきだと思いますので、ここを忘れずに入れておいたほうがいいかなと思いました。

それから、全体の分量ですけれども、3まではコンパクトで4の各論が長くなってしまったということですが、4は各論なので、網羅していくと長くなるのはしょうがないかなというところはありますし、想定する読者は、まずは知事が重要なところだと思っていて、基本的には総論までを理解していただいて、各論については必要に応じて読んでいただくということなので、全体として7ページ8ページくらいはいいのかなと思いますが、その辺りを含めて皆さんから御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

読み進めていて、3の総論まではスムーズに読み進めることができました。特に総論の4ページのNbSのところ、今までが第1ステージで終了後は第2ステージとして位置づけているところが聞いていてとてもいいなと思いました。それが1点です。

総論まではスムーズに読み進めることができたのですが、5ページの各論で前の2ページの施策評価を踏まえた課題認識のところ、繰り返されている印象が非常にあって、この書きぶりをどうするのか問題だなと思いました。肉づけをされているという御報告があったのですが課題認識はシンプルにして各論で、肉づけをされるのか、逆に課題認識を

膨らませて各論をシンプルにするのか、切り分けをここでしておいたほうが後々書いて進められる上で重要な点かなと思います。

○吉村委員長

ありがとうございます。よく見ると重複がぼつぼつあるのですかね。

○事務局

構成自体が、記載が課題認識に対して各論が対応するような形になっているので、どうしても重複感が否めないという感じです。前期までのものについては課題認識という項目を立てておらず、総論・各論という形で直でやってございますので、その形を踏襲することもありかなとも思います。

○吉村委員長

恐らく重複を避けたら、2の課題認識のところでは今後の対応までは書かない、問題点の整理でとどめておくのと重複はなくなるのかなと思いますが、読みやすさを考えるとどっちがいいのか悩ましいところですね。

○土屋委員

それに関連して技術的な質問なのですが、意見書を知事に提出するときに全部は読みませんよね。そうするとどこを主に強調していくのですか。そこのところに肝心なことが書いていないと困るわけだし、どっちなのか、3なのか4なのか、要するに各論なのか総論なのか、つまり総論をスリムにして各論に盛り込むと、全部読んでいいのだけれども、そこのところを割愛されてしまうと伝わらないというのがあるので、我々の文章全体を見ているのと違う技術的な話なので、その作戦はまだ決まっていないのですか。

○事務局

そこも皆様と御相談かなとは思いますが。

○羽澄委員

やはり総論を読んで、そこで引っかかったら各論へ行くのではないですか。

○吉村委員長

私も総論は欠かせないかなと思います。ただ、総論から始めてフォローしていただけるかは分かりません。ある程度課題認識と評価自体を御説明する必要もあるのかな。どうですかね。そこは作戦会議が必要ですか。

○五味委員

書きぶりとして例えば森林の人材育成のところは課題であると3ページ目に書いてありますけれども、実際に5ページ目の下のところにも必要であると同じように書かれているのですが、ここの総論と各論の切り分けとするならば、県民会議の立ち位置としてこれまでの事業でやってきたことを引き続きやっていくイメージなのかというような書きぶりが各論でできると、人材育成プログラムを現状を維持しながら拡充するとか、そんな書きぶり、もうちょっと具体性を持たせると各論が変わってくるのではないかなという感じはします。

○吉村委員長

そこは書き込めるところは書き込むようにしますか。ちょっと時間が限られていますけれどもね。

○羽澄委員

多分そのお話に関連してのことだと思えるのですが、先ほど委員長がおっしゃった3ページの「(3) 神奈川県を取り巻く環境と社会の変化」がこのタイトルでいくのなら、冒頭のような気がするのです。タイトルが変わればまた違うかもしれないけれども。あとは中身の書きぶりが総論・各論でやはり、今、岡田委員がおっしゃったように重複が多いと思います。ちょっとくどくて読んでもらえなくなるような、まだすっきりできるという気がしました。内容の基本はいいと思うのですけれどもね。

○吉村委員長

ちょっと簡潔さを重視したほうがいいかなという御意見ですので、重複は避ける方向でできるだけですけれどもね。

○羽澄委員

9ページは長いですよ。全体が9ページというのは。

○吉村委員長

そうですね。前回は何ページだったのですか。

○事務局

5ページで収めています。最後のところで破線囲みで個別の意見がかなりボリュームがあった形だったかなと思います。今、こちらの切り分けはほぼなくといたしますか、ほとんど本編に入れられるものはとにかく入れる形をとってございますので。

○吉村委員長

では、例えば2の評価と課題認識は、評価のポジティブなところはいいと思うのですが、課題のほうは問題点にできるだけとどめることにして、今、思ったのですが、
「課題認識」は「課題」でいいような気がします。認識は当然ですのでもっていいような気がします。全体を通して「課題」ですっきりさせますか。

環境と社会の変化に関しては、これも内容としては課題を書き込んでいただいているので、場所としてはここでいいかなと思いますが、変化を踏まえた課題という位置づけで、見出しで入れることにしましょうか。

そして4については具体的な取組、施策につながるように具体的なイメージを書き込めるところは書き込むという形でいいですか。

そういうことで本日のところはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。次回の委員会までに委員の皆さんにもう一度修正版を送って共有していただいて、できれば会議の前に事前にコメントをいただけるとういかなと思いますが、スケジュールを見ながら。

○土屋委員

ちょっとつけ加えていいですか。さっき委員長も後でとおっしゃっていただけれども、時間がないと思うのであれなのではございますけれども、事務局とも議論していただいておりますけれども、いろいろなところに出てくるのではございますけれども、5ページの各論の下から2ポツ目のところとか6ページの(2)の神奈川県に対応の一番最後のポツのところから7ページに当たるところが、要するに公益的機能を発揮するために森林の整備が必要だというのは言ってしまうようなものではございますけれども、今までの方針は基本的にいうと公益的機能を発揮するためには広葉樹林もある取扱いをしていかなければいけないですが、人工林については少し課題が多いので、そこについては針広混交林化とか混交林化を図っていくというのが大方針ですね。そのために間伐をして。ただ、この辺で非常に全国的にも変わってきているところなのだけれども、人工林のほうの循環型林業をやっていくという動きもあって、今回の中にもそれが入っているわけではございますけれども、そうすると人工林の取扱い方についてももう少し言及したほうがいいような気がして、つまり今までのような非常に単純明快な人工林の作り方、育て方というよりは、もちろん木材生産に特化するところについてはなるべく効率的に生産効率を上げてというのが重要なところであると同時に、そうでないところも含めてはある程度付加的、例えば生物多様性の保全とかも人工林で木材伐採しながらやっていくような形で、その結果として生物多様性だけではなくて例えば水の循環とか、そういうものをより高めていくようなことも、最近はいろいろなそういう施業、方法が、五味さんは水のほうは専門でやられていますし、生物多様性のほうでも人工林で木材生産をやるのだけれども、そこで付加的に広葉樹を残したりしながら保持林業というような形でやっていく取組がされているので、総じていえば生態系サービスを人工林を維持し、活用しながらも発揮していくようないろいろな仕組み、別の言い方をすると、多層、階層の層もあ

っていますが、委員会の意見を反映させてからの意見照会は難しいですね。

○事務局

そうですね。

○吉村委員長

では、意見照会はこのスケジュールどおり入っていただいて、この間に委員会の意見も出していただくということで申し訳ないですけれどもよろしいですか。幾つか重要な抜けがもしかしたらあるかもしれませんが、時間を取って確認したほうがいいと思いますので、そういう形で県民会議全体で意見をいただいて、それを受けて次回の委員会で確認ということにさせていただければと思います。ありがとうございます。

では、本日の議題は以上になりますが、ほかにもございましたら、よろしいですか。

では、本日の議論をありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。